

松右衛門帆品質誤認事件

(大阪地裁平成 29 年 3 月 16 日判決)

第 1 事案の概要

原告は、「松右衛門帆」として神戸大学海事博物館に所蔵されている帆布を大学教授らの協力によって分析し、その分析結果に沿って忠実に再現した帆布を制作し、これを用いたかばん等を平成 22 年 12 月頃から販売している。

一方、被告は、平成 21 年 3 月から、被告表示 1 及び 2 を付したトートバック、ショルダーバック、リュックサック等のかばん及び小物入れ（ポーチ）などの被告商品を、兵庫県姫路市所在の「P1」と称する店舗及び岡山県倉敷市所在の「倉敷 工楽松右衛門帆布本店」と称する店舗において展示し、販売しているほか、インターネット通販サイト大手の「Amazon」を通じてインターネット販売を行っている。

また、被告は、被告商品を販売する際、被告表示 3 を含む説明書を添えている。

さらに、被告は、「工楽松右衛門帆布 WEB SITE」と題する被告の公式サイトにおいて、被告表示 3 を掲載し、また、上記「倉敷 松右衛門帆布本店」と称する店舗の看板及び暖簾、並びにそのウェブサイトに被告表示 3 及び 4 を掲載し、被告商品を宣伝広告している。

そして、被告商品は、①経糸・緯糸とも 10 番手の綿糸を 3 本撚り合わせたものを使用し、②経糸が 36 本、緯糸が 24 本打ち込まれた、③平織の仕様の、いわゆる 8 号帆布に相当するものを用いて作られている。なお、8 号帆布は一般に日本国内において流通している帆布である。

被告表示 1	工楽松右衛門
被告表示 2	帆工楽松右衛門
被告表示 3	工楽松右衛門帆布
被告表示 4	工楽松右衛門帆布本店

本件は、原告が被告に対し、被告が帆布製品に被告表示 1 及び 2 の表示を付した被告商品を販売あるいは販売のために展示し、その説明書に被告表示 3 の表示を、その広告に被告表示 3 及び 4 の表示を用いているところ、被告表示 1 ないし 4 の表示は、被告商品の品質、内容及び製造方法を表示するものであるところ、被告商品がそのような品質等を有さないにもかかわらず、それを有するものと誤認させるような表示であるから、被告による被告各表示を表示する行為が不正競争防止法 2 条 1 項 14 号の不正競争（品質誤認表示）に該当するとして、①同法 3 条 1 項に基づき、被告各表示の表示行為、並びに被告商品の販売及び販売のための展示の差止め、②同条 2 項に基づき、被告商品等からの被告各表示の抹消、③同法 14 条に基づき、別紙謝罪廣告目録記載の謝罪廣告を同目録記載の要領で同目録記載の新聞に一回掲載すること、④同法 4 条に基づき、不法行為に基づく損害賠償とし

て、3993万円及びこれに対する不正競争後の平成27年10月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合の遅延損害金の支払を、それぞれ求めた事案である。

2条1項

この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

14号

商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくはその表示をして役務を提供する行為

第2 爭点

被告各表示が品質、内容につき、「誤認させるような表示」に当たるか

第3 判旨

1 ある表示が商品の「品質、内容・・・について誤認させるような表示」といえるためには、その前提として、需要者の間において、当該表示が商品の品質や内容を示す表示であると一般に認識されることが必要であると解される。

そして、本件において、被告各表示は、被告商品に用いられている帆布の種類や内容を示すものであることを明示して使用されているわけではないところ、原告は、「松右衛門帆」ないし「松右衛門」が、工楽松右衛門が創製した帆布の品質ないし内容を示す普通名詞として世間一般に広く通用していると主張することから、まずこの点を検討する。

2 「松右衛門帆」の意義について

下記文献の記載によれば、江戸時代の天明5年、高砂の工楽松右衛門が帆船の帆としてそれまでの「刺帆」と異なる厚くて丈夫な帆布を創製し、その帆布は廻船に用いられて急速に普及し、「松右衛門帆」ないし「松右衛門」と呼ばれたことが認められる

「日本庶民生活史料集成 第10巻 農山漁民生活 全二十巻」(1970年発行)

「海事資料館研究年報,26:1-10」(1998年発行)

「帆布の今昔」(昭和52年発行)

「ものと人間の文化史 76-I・和船I」(1995年発行)

「歴史群像シリーズ特別編集 図説『江戸の科学力』」

「工楽松右衛門略」(平成21年発行)

「産経新聞(平成23年8月15日)」

「菜の花の沖」（司馬遼太郎）
「精選版 日本国語大辞典 第三巻」（2006年発行）

しかし、前記文献によれば、「松右衛門帆」と呼ばれる帆布も様々なものがあり、その品質にも上下があるとされ、実際、現存する「松右衛門帆」もその規格は様々で、縦糸及び横糸に使用する糸の太さ、すなわち、撚り合わせる糸の太さや本数は明確でなく、また、単位当たりの重さもまちまちであったとされており、多くの「松右衛門帆」の記載に共通して述べられている内容としては、縦糸及び横糸に木綿の細糸を撚り合わせた太い糸を使用し、縦糸横糸とともに二筋の平織りで、巾が約2尺5寸程度の広幅の帆布であるというにとどまる。この点について、原告は、「松右衛門帆」の内容として、より詳細な規格を主張するが、前記の文献からすると、そこまで明確な規格を有するものであると認めることはできない。

以上からすれば、上記のような内容の帆布が、江戸時代において、「松右衛門帆」ないし「松右衛門」と呼ばれたと認められる。

3 「松右衛門帆」、「松右衛門」に対する需要者の認識

(1) 被告商品は、トートバッグ、ショルダーバッグ、リュックサック等のかばん及び小物入れ（ポーチ）であり、被告は、これらを、兵庫県姫路市及び岡山県倉敷市所在の店舗のほか、インターネット通販により販売している。したがって、被告商品の需要者は、全国の一般消費者であると認められる。

(2) そこで、このような需要者の認識を検討するに、工楽松右衛門が、江戸時代に、それまでの帆より丈夫な、太く撚った糸を使用して織った帆布を創製し、それが「松右衛門帆」ないし「松右衛門」と呼ばれたことは、多数の前記文献に記載されている。しかし、それらは、(a)主として、船舶関係の学術書の類のもの、(b)高砂市等の郷土史の類のもの、(c)帆布等の業界関係の類のもの、(d)原告の商品や被告商品を紹介する新聞記事や広報誌が多く、これらの文献により「松右衛門帆」等が全国の一般消費者の間に周知となったとは認め難く、また、これらの文献の記載が全国の一般消費者の認識を表しているとも認め難い。

(3) 以上からすると、現在の全国の一般消費者において、「工楽松右衛門」ないし「松右衛門」の名や事績が広く知られているとは認められず、また、「松右衛門帆」が、工楽松右衛門が創製した特定の品質ないし内容の帆布を意味するとの認識を有するとは認められない。

(4) 上記のような需要者の認識を踏まえれば、「工楽松右衛門」等の被告各表示に接した需要者が、それが被告商品の品質や内容を示す表示であると認識するとは認められないから、それらが商品の「品質、内容・・・について誤認させるような表示」に当たるとはいえない。

4 以上から、被告の行為はいずれも不正競争防止法2条1項14号に定める不正競争とは認められないから、原告の請求は、その余につき判断するまでもなく、いずれも理

由がない。

第4 関連判例

○京の柿茶事件（東京地裁平成6年11月30日判決）

被告標章中の「京の」の部分は、被告商品の製造地あるいはその原材料の生産地が京都市とその周辺あるいは京都府であることを表示するものと理解する者が多いと認められるところ、その事実がないから、被告標章を被告商品に使用することは、原産地、品質について誤認させる表示にあたる。

○本みりんタイプ調味料事件（京都地裁平成2年4月25日判決）

酒税法上「みりん」とは認められない液体調味料をあたかも「本みりん」であるかのような商品表示を行って販売していた。本件表示は、「本みりん」の部分が、「タイプ」と「調味料」の部分とは分離され、「本みりん」の部分がことさらに強調されているうえ、「本みりんタイプ調味料」をこのように分けて構成しなければならないデザイン上の特段の理由もない。

被告らが本件表示を付した調味料を販売することは、本件商品の品質、内容について消費者に誤認を生じさせ、本みりん製造、販売業者の営業上の利益を侵害する不正な競争行為と言わざるを得ない。

○清酒特級事件（最高裁昭和53年3月22日判決）

級別の審査及び認定を受けなかったために酒税法上「清酒二級」とされた商品に、「清酒特級」の表示を貼付して販売する行為は、たとえその清酒の品質が実質的に清酒特級に劣らない優良なものであっても誤認惹起行為に当たるとされた。

第5 若干の検討

本件は、「松右衛門帆」と呼ばれる帆布製品が太く撚った糸を使用した丈夫な品質であるということは一部の需要者の間では認識されているかもしれないが、未だ全国の一般消費者には認識されているわけではないことから、品質誤認表示には当たらないとされた。かかる判示の理由及び結論に賛成する。

これまで関連判例をみてもわかる通り、品質誤認といえば食材・食品の偽装事件が多くなったが、近年では本件をはじめ、神戸製鋼のアルミ・鋼製品の検査データ改ざんによる品質偽装事件（2018年7月に不正競争防止法違反で起訴）のように、工業製品の品質誤認あるいは品質偽装事件が現れはじめた。

一般消費者は従来に比して製品の品質についてより厳しい目を持つ傾向にあることから、製造業等の企業側としては、コンプライアンスの観点からも（検査データの改ざんは論外であるが）、CSR（企業の社会的責任）の観点からも、品質誤認による不正競争防止法違反の問題にも目を向けつつ取り組んでいくことが求められる。

【添付資料】被告会社HP（商品の一例として参考のため紹介）



SINCE 1786
松右衛門帆
MATSUEMON-HO
MADE IN JAPAN

[マイページ](#) [カートを見る](#)

ホーム
Home

商品ページ
Line Up

御影屋のこと
About Mikaguya

帆布のこと
About canvas

生地のこと
MATSUEMON-HO

店舗案内
Guide

お問い合わせ
contact



Men's

Zeal [ジール] オシャレな人気商品でもつい揃っている「クラッチバッグ」御影帆本舗にて先行発売中です！

新着商品



Vent (ヴァン) ショルダーバッグ
21,600円 (税込)



Zeal (ジール) クラッチバッグ
6,890円 (税込)

おしらせ

- 1 三省堂書店2店舗にて催事を行います♪
- 2 「Irie」に新色が追加！ステラボシェットとお揃いの柄です♪
- 3 ステラボシェット完売色が『再入荷しました♪』
- 4 松右衛門帆に関するご注意！！

[過去のお知らせ]